

◆ ケアマネージャーのための情報誌 ◆

ケアマネ SAPPORO

2001.10.1 発行

発行

札幌市介護支援専門員連絡協議会

事務局

札幌市基幹型在宅介護支援センター

札幌市中央区大通西19丁目

札幌市社会福祉協議会内

TEL 011-612-6110

FAX 011-613-5486

第12号

区基幹型在宅介護支援センターの開設と役割

札幌市介護支援専門員連絡協議会 事務局長 柏 浩 文

■区基幹型センターの開設

今年の8月から、各区社会福祉協議会に区基幹型在宅介護支援センター(以下「区基幹型センター」)が開設いたしました。

区基幹型センターは、地域型在宅介護支援センターの事業が円滑に進められるよう行政とのパイプ役として、また、地域ケア会議を通して、地区福祉のまち推進センター、民生委員児童委員、介護支援専門員、介護保険サービス事業所、区役所などの関係機関・団体と連携を図りながら、高齢者やその家族の方々が地域で豊かに暮らすための役割を担っていきたくと考えております。

■地域ケア会議の役割

区基幹型センターの中心業務である地域ケア会議は、介護予防・生活支援の観点から、要介護となるおそれのある高齢者を対象に効果的な予防サービスの総合調整や、地域ケアの全体調整を行います。

地域ケア会議の部会に位置づけられる介護予防調整部会や個別処遇検討部会では、連合町内会単位に地域の介護予防についての意見交換や、介護支援専門員などが抱える処遇困難な事例について、介護保険外サ-

ビスの調整を中心に関係者間での検討をいたします。お悩みの事例がありましたら、お気軽にご相談ください。

■介護支援専門員への支援

介護支援専門員や居宅サービス事業所等への支援も視野に入れ、事業をすすめていきます。本会区支部の事務局運営、居宅介護支援事業所や居宅サービス事業所などが区単位で定期的に集まり、行政等の情報提供や意見交換、研修会等を開催いたします。

また、介護支援専門員の相談窓口としても、個別処遇検討部会への橋渡し、ボランティアやNPOなどのインフォーマル情報の提供を通じて支援を行います。

■今後の地域ケア

札幌市の地域ケアは、地域住民、行政、在宅介護支援センター、介護支援専門員、介護保険サービス事業所などの関係機関・団体がそれぞれの役割を果たし、バランスよく組み合っこそ、十分に機能できるものだと思います。介護支援専門員や介護保険サービス事業所にとっても頼もしい存在になるよう1歩、1歩、活動してまいりますので、ご支援をよろしくお願いいたします。

区基幹型在宅介護支援センター一覧

支援センター名	住 所	電話番号
中央区基幹型在宅介護支援センター	中央区南2条西10丁目 中央区民センター1階	☎281-6113
北区基幹型在宅介護支援センター	北区北24条西6丁目 北区役所2階	☎757-6113
東区基幹型在宅介護支援センター	東区北11条東7丁目 東区民センター1階	☎741-6401
白石区基幹型在宅介護支援センター	白石区本郷通3丁目南 ふれあい会館1階	☎861-6116
厚別区基幹型在宅介護支援センター	厚別区厚別中央1条5丁目 厚別区民センター1階	☎895-6101
豊平区基幹型在宅介護支援センター	豊平区平岸6条10丁目 豊平区民センター1階	☎815-6108
清田区基幹型在宅介護支援センター	清田区平岡1条1丁目 清田区総合庁舎3階	☎885-6109
南区基幹型在宅介護支援センター	南区真駒内幸町2丁目 南区役所3階	☎582-6104
西区基幹型在宅介護支援センター	西区琴似2条7丁目 西区役所1階	☎614-6105
手稲区基幹型在宅介護支援センター	手稲区前田1条11丁目 手稲区役所1階	☎695-6113

札幌市からの情報提供

高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定に係わる、アンケート実施と協力依頼について

現在、札幌市は、平成11年度に策定した札幌市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画(計画期間平成12年度～16年度)に基づいて、高齢者が健やかで安心して生活できるよう、介護保険事業を含む各種保健福祉サービスの整備を進めております。

両計画は、3年毎に見直し5年毎に策定することになっており、この度、15年度を始期とする時期計画を策定するための基礎資料を得るために下記表のとおり実態調査を行います。

現在、居宅サービスを利用している方へは、10月～11月の間に調査員(札幌市訪問指導事業従事者、財)札幌市在宅福祉サービス協会所属)が利用者宅へ訪問し、本人・家族と面接のうえ、サービス利用状況、サービス内容についての満足度、今後のサービス利用意向等について調査を行います。

介護支援専門員の方には、利用者から調査についての質問がありましたら、調査の趣旨についてご説明くださいますようお願いいたします。

調査種類	調査人数	調査の主な目的	方法	時期
①高齢者意識等調査	8,000人 65歳以上の高齢者、調査対象の約3%を無作為抽出	生活状況、介護予防に関する意識及び介護に関する考え方等	郵送調査	13年11月
②居宅サービス利用者調査	1,650人 調査対象の1割程度、 区別、要介護度別、保険料・所得段階別構成を考慮して抽出	今後のサービス利用意向等	訪問調査	13年10月
③サービス未利用者調査	1,200人 認定者のうち介護サービスを利用していない者 区別、要介護度別、保険料・所得段階別構成を考慮して抽出	生活状況や今後のサービス利用意向	郵送調査	13年11月
④施設サービス利用者調査	市内介護保険施設入所者 介護老人福祉施設 165人 介護老人保健施設 165人 介護療養型医療施設 170人	サービスに関する満足度や今後の意向等	郵送調査	実施中 (北海道と協同で実施)
⑤サービス事業者供給意向調査	設置法人及び事業所別調査 市内指定居宅サービス全事業者	サービスの提供基盤の整備状況及び今後の見込み等を把握する	郵送調査	13年11月

高額介護サービス費についてのお願い

「ケアマネSAPORO第4号」でもお願いしておりましたが、高額サービス費のことを知らない被保険者やご家族の方がまだまだいらっしゃるという声もありますので、再度お願いいたします。

介護保険においては、サービス費用の1割が利用者の負担となるのが原則です。

この利用者負担(1割負担分)が、一定の限度額を超えた場合に、その超えた額を申請により償還するのが高額介護サービス費あるいは高額居宅支援サービス費です。

サービス利用票別表の作成を通じて、被保険者の利用者負担額について、誰よりも詳しく把握しているのがケアマネジャーの皆さんであると思いますので、その利用者負担額が高額サービス費の対象となるようであれば、被保険者やそのご家族に高額サービス費の支給申請についてアドバイスいただきたいと思っております。

この上限額は、以下のとおりですので、よろしくお願いいたします。

下記以外の方	37,200円/月
世帯全員が市民税非課税である方など	24,600円/月
世帯全員が市民税非課税であり、かつ、老齢福祉年金を受給している方など	15,000円/月

なお、住宅改修費や福祉用具購入費の利用者負担、施設入所時の食事代(標準負担額)や保険対象外の全額自己負担分、日常生活費などは、高額介護サービス費等の対象となりませんので、ご注意ください。

また、通常、高額サービス費の支給は、申請後、3から4ヶ月後となります。この期間一時費用を負担していることとなりますが、この費用負担が厳しい方を対象に、貸付制度もあります。被保険者からの相談がありましたら、アドバイスをお願いいたします。

ビデオ「みんなで支える介護保険(手話版)」の製作と市民への貸し出しについて

介護保険制度の仕組みやサービスの利用方法等を解説したビデオについては、これまでも市販で手話つきのものが出ていますが、手話通訳者が登場する丸い囲み(ワイプ)が小さく見えずらい、手話にも方言があるため全国的な標準版では理解できない部分がある等の理由で、聴覚障害者の方にとってはなかなか分かりづらいという意見がありました。

このため、今回、札幌市にお住まいの高齢の聴覚障害者の方々にも、介護保険制度をより良く理解していただけるように、社団法人札幌聴覚障害者協会をはじめとする市内の関係機関・団体等の協力のもとに、手話と字幕スーパー、ナレーション、映像を組み合わせ、聴覚障害者の方が全面に出て介護保険制度を手話で解説する聴覚障害者向けビデオを製作しました。

ビデオの展開は、一方的な説明ではなく、手話通訳者の質問に対して聴覚障害者の方(札幌聴覚者協会の職員)が手話で答えるという会話形式で進行する中で、各種サービスの内容や札幌市の介護保険料の仕組みなどについて具体的に説明しているほか、介護サービスの利用風景について市内施設や利用者宅での映像が随所に出てまいりますので、文字や手話だけの説明と比べてかなり分かり易くなっております。

このビデオは、市の介護保険課や区役所保健福祉サービス課の他、札幌市社会福祉協議会(中央区大通西19丁目 札幌市社会福祉総合センター内、または、各区社会福祉協議会)や札幌聴覚障害者協会(西区二十四軒2条6丁目 札幌市身体障害者福祉センター内)等でも、市民のみなさんに貸し出します。

聴覚障害者の方はもちろん、各種団体やサークル、個人にも貸し出すこととしておりますので、希望される方は上記までお問い合わせください。

なお、貸し出しは8月から行っております。

説明会のお知らせ

介護保険料を滞納している被保険者について、平成13年11月より、保険給付制限がはじまります。介護支援専門員のみなさんに制度を理解していただき、該当する利用者の方の支援をしていただくために、説明会を開催いたします。

日時：10月11日(木) 18:30～
会場：札幌市医師会館 5階大ホール
内容：給付制限

介護保険に関する苦情状況等

※会場の都合により、各事業者1人の参加でお願いいたします。

介護支援専門員に関するアンケートの実施について

札幌市介護支援専門員連絡協議会 代表幹事(調査担当) 工藤 博

平成13年度の当会事業として「介護支援専門員の自己評価基準づくりのための調査」と題し、標記アンケート調査を実施することになりました。既に、調査用紙の発送も終え現在は回収等の準備をしているところです。

つきましては、調査の概要についてお知らせ致します。

1. 調査の目的

1) 介護支援専門員の自己評価基準づくりの基礎資料とする。

自己評価基準の必要性は多くの皆様が感じているところと思いますが、本調査をベースに自己評価基準の作成の前段階の作業としたいと思います。

そのために、ケアマネジメントの一連の過程にそった質問項目を設定致しました。

2) 介護支援専門員の日常業務の現状と課題を探る。

2. 調査の対象

札幌市内の居宅介護支援事業所(217か所、7月末現在)に従事する介護支援専門員で、約800人。

3. 調査方法

1) 全事業所に郵送で配付と回収

2) 無記名

4. 質問項目

全28項目

5. 今後の作業日程

1) 調査票回収締め切り	9月30日	4) 報告書作成	12月 7日～12月30日
2) 集計(OA)	10月 7日～11月 7日	5) 報告書提出	平成14年 1月10日
3) 分析(クロス)	10月20日～12月 7日	6) 自己評価基準作成	1月11日～ 3月11日

6. 調査担当

札幌市介護支援専門員連絡協議会 調査担当者5名

なお、自己評価基準作成のためには「より多くの介護支援専門員の声」が必要と思いますので、ご多忙とは思いますが、調査の趣旨をご理解頂き、ご協力をお願い致します。

実践報告

処遇困難な事例への取り組み

札幌市介護支援専門員連絡協議会 中央区支部長 川島 志緒里

処遇困難な事例にぶつかることは、よくありますが、あらためて処遇困難な事例への取り組みについてまとめてみることにすると、果たして今までぶつかってきたこれらのケースが処遇困難事例として周囲からも認知されるのか疑問です。処遇困難事例か否かは、ケアマネジャー個々の資質や技量により異なると思うからです。とすれば、今回、

このテーマについての投稿を私にふってきたということは、きっと他の人よりも、より多くの処遇困難事例にぶつかっていると思われるからでしょう。処遇困難事例の他にどうしても、苦手意識が働いてしまう事例があります。それは、以前、その関わりの経過に失敗をしたり、苦い思いをしたことが思い出されてしまったり、病気や障害が予後不

良で、先が見えすぎてしまいなんとも重い気持ちで関わらざるを得ないケースだったり、なんとなくクライアントやその家族と相性というか、しっくりといかないケースがあったりします。これについては、諸先輩からワーカーとして未熟だといつも怒られるのですが、ワーカー歴恥ずかしながら20年になります、いまだに関わりの初期の段階に苦手意識を持ってしまうことが多々あります。このケースはなんだか苦手なケースだな、と感じてしまうと、すんなり電話をしたりすることができず連絡が後手後手になってしまったり、面接していても、意識するあまり、異常に多弁になってしまい、クライアントの自己決定を待つことができず、一方的な説明で終わってしまう後味の悪い面接になってしまいます。あまり、振り返りたくない部分ですが、今回このような機会を得ましたので、自分なりに、今までの失敗や苦手だったことを整理してみたいと思います。

(私にとって) 処遇困難であった事例

1. クライアントの処遇について、家族の中で

方針が統一されない事例

多くは、在宅生活の継続か施設入所かの選択の場合が多いのですが、施設入所を選択する場合、在宅生活の時のキーパーソンから、身元保証人という扱いになるため、家族の役割分担が全く変わってしまうことがあります。つまり、施設入所の場合、クライアントの資産処理の代行という役割を担う家族が身元保証人となるケースが多く、在宅生活でキーパーソンとして対応していた家族と異なる場合があります。施設入所のケースに限らずケアマネジャーと本人とで終末の生活設計を立て、キーパーソンである家族等の援助により実現してきたことが家族間の諸事情のからみで方針が統一されない場合、今まで協力してくれた家族が全く手を引いてしまうことがあります。これらは、家族歴(今までいくら経済的に援助してもらったか、迷惑をかけたか等)扶養負担(何年扶養したか)など、一言ではかたづけられない思いがあるため対応が困難です。また、その関わりによっては、どちらかの肩を持つと勘違いされ、上手く介入できずクライアントに不利益をもたらしたり、クライアントの前で対立する場面が起こり悲しい思いをさせてしまうことがあります。こういった場合の対応の方法ですが、居宅支援の契約を結ぶ際に、本人だけの場合がありますが、家族とも同時に契約を結びます。法律上の扶養義務とは別に、居宅支援上の相談や決定の際、家族(扶養

義務者)の代表として窓口になってもらうことを説明しておきます。万が一家族の中で意見が異なる場合は、家族の中で意見を調整してもらい、あくまでもケアマネジャーは契約者と話を進めさせてもらうことをあらかじめ説明しておきます。

2. 家族が利用者に悪影響を与えるケース

利用者本人は、訪問介護サービスを受けなんとか生活をしているのに、同居の家族もしくは別居の家族が、「金品が紛失したのはヘルパーのせいじゃないか」と利用者を不安にさせ、ヘルパーとの信頼関係を崩してしまったり、民間療法や信仰(?)に頼り通院や服薬を中断させたりするケース。この場合、本人がしっかりしていれば、理論的に説明をすれば解決しますが、そうでない場合や利用者にとって当てにしている家族の場合説得するのは難しい。最善策とは思えませんが、「信頼関係が成り立たないなら派遣は困難」ということで、一度は派遣を中断し、少し困ったところで再介入している。治療については、やはり医師よりきちんと説明してもらうのが良いと思う。

困難事例は、まだ沢山ありますが、私なりの克服策は、

- 1) まめに連絡を取り合う。電話で済ませられる内容もできるだけ訪問する。
 - 2) 記録はきちんと書いておく。(言った言わないと水掛け論にならないように)
 - 3) 多問題ケースは、常に全体を意識しながら対応にあたる。
 - 4) 解決を急ぎすぎるあまり、多弁(結論を誘導)にならないようにする。
 - 5) 苦手意識を持たないようにする。
- そして、一番大切なことは、
- 6) 相談したり、アドバイスを受ける。

ことだと思えます。

一人で悩んでいると、一度思いこんだ考えからなかなか抜け出せないことがあります。そんなとき、仲間に相談してみると、似たようなケースを経験した上でのアドバイスや、全く考えもしなかった新しいアイデアを与えてくれることがあります。

この札幌市介護支援専門員連絡協議会の仲間を中心にネットワークを広げることが、処遇困難ケースへの最善の克服策だと思います。困った時には電話をかけますので、よろしくお願いします。

全市に広げようケアマネの輪 2

つぶやき

北海道総合在宅ケア事業団札幌白石訪問看護ステーション 所長 鹿毛 美千子

「つぶやき」とは、最近、ステーションに就職した若いスタッフが発した言葉である。話の流れから推測すると、愚痴の類いに入ると私なりに解釈した。と同時に気に入った。解決の糸口が掴めないながらも言わずにいられず、言ってしまった自分のみじめさを感じる「愚痴」という音感に対して、心地よい軽さがある。「言ってみただけ」とふと本音を囁いてみられる使い勝手の良さがある。

札幌市介護支援専門員連絡協議会から原稿依頼があった。介護保険が始動して1年と5ヶ月が過ぎた。介護保険導入直後は、おもちゃ箱をひっくりかえしたような混乱に振り回された。しかし、給付管理も負担だけ慣れて来た。利用者本位の考え方は、看護職としては新たな視点ではなく常にケアの基本にあった。在宅療養は訪問看護だけで実現出来るものではなく、フォーマル・インフォーマル支援の協力が必須であり介護保険の導入前から連携してきた。看護計画が看護者の自己満足に陥らないように事例検討もして来た。それなのに、介護保険＝ケアマネジャーという連想は、今の自分に重くのしかかるものになっている。何故こんなにつらいのだろう、この紙面を借りてつぶやいてみよう。

介護保険導入直後に、居宅介護支援を行っていない施設から依頼があり、ケアマネジャーを引き受けた。契約と調査訪問に伺うと、従来通りにデイサービスを利用したいとAさんと同居のお嫁さん。アセスメントをしても、身体状況は安定、介護上の問題もなかった。毎月、利用票を持って行っはサービスの状況や生活の様子をモニタリングする日々が始まった。時折、目にする寂しそうなAさんの表情やちょっとイライラしているお嫁さんが意識の底に残るようになり、傾聴する時間を増やすと、若い時より活動性が低下した自分を悲しんでいるAさんとそんな姑をはがゆく感じているお嫁さんが窺えた。ケアマネジャーとして係わってから8ヶ月経っていた。看護婦や介護職が歩行練習のお手伝いを出来ると提案してみたが、明確な希望が出されなかった。そんな折、デイサービス参加時に、玄関の出入りが家族の介助なく気楽に行えるように手すりをつけたいという希望がお嫁さんから出された。トイレと玄関ホールに手すりをつけ、玄関の上がり框と玄関の石段の段差解消をことするになった。そして、私が来るならという条件で改修が終了したら訪問看護を開始することになった。ところが、改修が終了して冬の長い北海

道で、あやめ、あじさい、ダリアと一斉に咲き乱れる7月に始まった訪問看護は、コスモスが咲き始めた8月の初めに突然終了した。歩行支援車を利用しての散歩は2回、何のトラブルもなく楽しく(少なくとも、私はそう感じていた)行い、寒くなり散歩が難しくなったら、Aさんの得意な踊りを教えてもらうことになっていた。「これから寒くなり、散歩は出来なくなるしデイサービスで歌を唱ったり、麻雀をしたりで充分です」とAさんは緊張した表情で一気に吐露された。サービス開始時に同居のお嫁さんはAさんが現在持っている機能車少しでも維持して生き活きと生活できるようにと歩行支援車で歩く意義を主張、近所に住む娘さん達は歩くのは無理と車椅子を買って持って来た。Aさんは、介護の想いの食い違う両者の板挟みになっているようだった。Aさんが、訪問看護の時間を楽しく感じ歩行に少しでも自信を持って、娘さんにその思いを表現するようになったら両者の関係性は改善につながると、プランで位置付けた。私の目論見は1ヶ月たらずで空中分解して、Aさんにはまた平穏な日常が戻った。8月の末に9月の利用票をお届けしたら、居間のソファで所在なげに横たわっていたAさんはやはり寂しげに見えたが、サービスをまた利用したいとは言われなかった。

今回もそうだが、ケアマネジャーとしての役割を担う中で、訪問看護婦として看護を提供しながら、なんと多くの情報を収集し、家族も含めた関係性を持つことを当然のように行っていたかを再認識した。そして、看護という武器を持たない時の非力さを痛感した。

看護という労働は、「死や病や痛みという人の根元的な苦悩と至近距離で向き合う仕事である」という。ケアマネジャーは、ご利用者の赤裸々な生活や家族関係とも至近距離で向き合うことが求められている。ご利用者の現在のみならず、私達ケアマネジャーの倍も生きて来たその生活史も全てひっくりかえりである。殆どのケアマネジャーは、「利用者本位」を踏み絵として日夜奮闘している。挫折や自責のなかで、時には喜びも味わいながら。しかし、世間は甘くない。初めての経験に亀の歩みをしている私の先へ先へと、「サービスの質は」、「自己評価は」、「第三者評価は」とアウトカムをせっかちに求めて来る。お願いだからちょっと一息つかせていただきたい。そう感じているのは、専門職の自覚が足りない軟弱な私だけだろうか。

トピックス

1. 大学卒未就職者は11万6千人で、過去最高の前年度より5千人減。道内は約390人減の約4,200人。〈全大卒者に占める未就職の割合は全国で21%、道内25%〉

大学院などへの進学率は10.8%（道内12.5%）で就職難が一因（文部科学省の学校基本調査）

2. 全国人口動態（総務省 住民基本台帳に基づく今年3月31日現在）

総人口1億2628万4805人で前年より21万3500人の増（0.17%増）。

出生者数818万565人、1世帯の平均人数2.63人（過去最低一少子化・核家族化が進んでいる）。

北海道は、567万5309人で前年を7518人、0.13%下回り、3年連続減少。

全国の65歳以上の老年人口の割合は17.69%で前年より0.62%増、反対に年少人口（15歳未満）と生産年齢人口（15歳以上65歳未満）は年々減少、高齢化が着実に進んでいる。

北海道では世帯数は1.12%で243万6803世帯、1世帯当たりの人数は2.33人、老年人口の割合は18.41%と全国平均を上回った。

道外への転出者が転入者を上回る社会減が10990人と全国2番目に多い。

3. 我が国の平均寿命、男性77.64歳。女性84.62歳（2000年簡易生命表）

世界では男女ともトップ。

4. 介護保険法施行令及び介護支援専門員に関する省令の一部を改正（厚生労働省）

介護支援専門員が、「罰金以上の刑に処せられた場合」及び「業務に関して犯罪または不正行為を行った場合」に登録名簿から除外するよう、改正された。

5. アニマルセラピー（動物介在療法）の依頼件数が増加

ゴールデンレトリバー、ラブラドルレトリバーなど23種77匹が登録し、毎月10か所の特別養護老人ホームや病院で活動。活動は月10回が限界であるが、月平均20件の依頼があり、セラピー犬が足りない状態になっている。

年会費3,000円とセラピー犬としての検査料3,000円が必要。

問い合わせ先：「北海道ボランティアドッグの会」（事務局 札幌 ☎787-6206）

6. 介護保険の利用者負担減免措置を民間にも

千葉県浦安市で全国で初めて同措置を民間事業者まで拡大した。

7. 公的支援を求める「くらしを支えるサービスネットワーク北海道」設立される。

第4回福祉用具学習会

第4回、福祉用具学習会を開催いたします。テーマは、ベットと周辺機器。振るってご参加ください。第5回目以降の日程、内容等については、毎回、本誌でお知らせいたします。

日 時：平成13年11月16日（金）18時30分～20時
会 場：札幌市社会福祉総合センター視聴覚室〈4階〉
（札幌市中央区大通西19丁目）
※会場の駐車場には限りがありますので、公共交通機関をお使い下さい。

参加対象：本会の会員
定 員：50名
（定員になり次第、締め切らせていただきます。）
参加費：無 料

テ ー マ：「ベットと周辺機器」
講 師：北海道難病連業務課長 村山 文彦氏
申込方法：11月2日（金）までに同封の申込用紙を送付して下さい。（FAX可）

申込・問い合わせ先：
札幌市基幹型住宅介護支援センター
札幌市中央区大通西19丁目
札幌市社会福祉協議会地域ケア推進部内
☎612-6110 FAX 613-5486

掲示板コーナー

日時の末尾に(※)が付いている定例会は、他区支部の会員も参加できますので、ご確認のうえ、ご参加下さい。

中央区支部定例会

日時▶10月15日(月)18時30分～(※)
会場▶札幌市社会福祉総合センター
テーマ▶指導監査の状況と訪問介護区分の考え方
講師▶未定
問い合わせ先▶中央区基幹型在宅介護支援センター
☎281-6113

北区支部定例会

日時▶①10月17日(水)18時30分～(※)
②11月21日(水)18時30分～(※)
会場▶北区民センター
テーマ▶①ホームヘルプについて
②未定
問い合わせ先▶北区基幹型在宅介護支援センター
☎757-6113

東区支部定例会

日時▶10月10日(水)18時30分～
会場▶東区民センター
テーマ▶困難事例の検討(グループワーク)
問い合わせ先▶東区基幹型在宅介護支援センター
☎741-6401

白石区支部定例会

日時▶11月15日(木)18時30分～(※)
会場▶白石区民センター3階
テーマ▶移送サービスについて
講師▶未定
問い合わせ先▶白石区基幹型在宅介護支援センター
☎861-6116

厚別区支部定例会

日時▶①10月16日(火)18時～(※)
②11月13日(火)18時～(※)
会場▶厚別区民センター
テーマ▶①成年後見制度と地域福祉権利擁護事業
②研修会
問い合わせ先▶厚別区基幹型在宅介護支援センター
☎895-6101

豊平区支部定例会

日時▶①10月16日(火)18時30分～(※)
②11月20日(火)18時30分～(※)
会場▶豊平区民センター
テーマ▶①災害時の支援体制について
②介護保険の現況—ケアマネに対する苦情等—
講師▶①陸上自衛隊第11師団防衛部災害担当
②札幌市介護保険課
ケアマネジメント担当係長 佐々木 ひろみ氏
問い合わせ先▶豊平区基幹型在宅介護支援センター
☎815-6108

清田区支部定例会

日時▶11月22日(木)18時30分～(※)
会場▶清田総合庁舎大会議室
テーマ▶事例検討・研修会
問い合わせ先▶清田区基幹型在宅介護支援センター
☎885-6109

南区支部定例会

日時▶11月14日(水)18時30分～(※)
会場▶南区民センター
テーマ▶事例検討「在宅での訪問介護の現状—医療と介護—」
学習会「訪問通所系と短期入所系の一本化について」
「在宅医療の現状」
問い合わせ先▶南区基幹型在宅介護支援センター
☎582-6104

西区支部定例会

日時▶11月20日(火)18時30分～(※)
会場▶西区民センター第1・2会議室
テーマ▶介護保険制度最新情報
問い合わせ先▶西区基幹型在宅介護支援センター
☎614-6105

手稲区支部定例会

日時▶10月10日(水)18時30分～(※)
会場▶手稲区民センター
テーマ▶住宅改修と福祉用具
講師▶株式会社特殊衣料取締役統括部長 藤本 欣也氏
問い合わせ先▶手稲区基幹型在宅介護支援センター
☎695-6113

編集後記

☆只今、受験対策講座の受付真っ最中。受付をしていると、教科書があることすらわからない人、講座を受けただけで合格すると思っている人が年々増えています。ケアマネジャーの未来は如何に。
☆先日、訪問介護事業所の研修会に参加。ここでも最後にサービスの内容を理解していないケアマネジャーが多いとの厳しい指摘。ケアマネジャーの参加者が少なすぎ、応戦するにいたらず。あしからず。
☆天高く馬肥ゆる秋。何を食べてもおいしい季節(1年中おいしい?)となって参りました。食べ過ぎには十分気をつけましょう。自戒も含めて。
☆涼馬さんからのバトンタッチで今回から編集後記を書くことになりました。涼馬さんほどの文才も知識ありませんが、コツコツ書かせていただきます。(志朗)